

山形県公立学校における 働き方改革プラン (第Ⅲ期プラン)

～業務量管理・健康確保措置実施計画～

山形県教育委員会

令和 8 年 3 月

目 次

I	はじめに	1
II	第Ⅱ期プランの振り返り	2
1	第Ⅱ期プランの目的・目標・方針と取組みの柱	2
2	第Ⅱ期プランの結果	3
III	山形県公立学校における働き方改革プラン（第Ⅲ期プラン）	8
方針1	教員が子どもと向き合う時間・自ら学ぶ時間の確保	9
方針2	組織マネジメントの推進	12
方針3	働きやすい職場づくりによる人材確保	13
	山形県公立学校働き方改革推進連絡協議会について	15
IV	各学校における「取組み状況チェックシート」	16
V	個人における「『働きやすさ・働きがい』振り返りシート」	18

I はじめに

社会や経済の変化に伴って学校の抱える課題が複雑化・多様化し、学校や教員が担う業務が増加し、長時間勤務が大きな課題となっている中、令和7年の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に関する法律」をはじめとした学校の働き方改革を更に推進する動きが加速し、地域総がかりでの教育環境の整備が求められるようになっていきます。

このような中、山形県教育委員会では、令和元年12月に「山形県公立学校における働き方改革プラン（第Ⅰ期プラン）」を策定し、『学校における働き方改革の取り組み手引き』による好事例の発信などに取り組んできました。令和5年3月に策定した第Ⅱ期プランでは、「実効性」をキーワードに、教職員の意識改革を促すとともに、ICTの有効活用や人的支援の拡充などを通して長時間勤務の要因に対応してきたところです。

第Ⅰ期から第Ⅱ期プランの6年間に於いて、本県教員の時間外在校等時間は確実に縮減してきており、勤務時間に対する意識の高まりが見られるようになってきました。

学校における働き方改革は、業務量の適切な管理により、教員の健康と福祉の確保を図るものであり、同時に業務の質の維持向上も図られるべきものです。時間外在校等時間の縮減と勤務時間に対する意識の高まりが見られる今こそ、教育の質の更なる向上を目指しながら、働き方改革を進めていく時機です。

この度の第Ⅲ期プランは、新たに各教育委員会に策定が義務付けられた業務量管理・健康確保措置実施計画として位置付けられるものです。今回は特に時間外在校等時間の削減に着目した「働きやすさ」目標に加え、教員としての大切な感覚である「児童生徒の成長に貢献する喜び」と「教員の専門性の向上や発揮への喜び」に着目した「働きがい」目標を掲げ、三つの方針の下、九つの柱を立て、策定しました。

教員が子どもと向き合う時間と自ら学ぶ時間の確保に加え、学校における人的・物的資源を有効に活用した組織マネジメントの推進に粘り強く取り組み、働きやすい職場であることを情報発信していくことで、人材の確保につなげたいと考えております。

山形県教育委員会といたしましては、市町村教育委員会との連携はもとより、学校と教職員・家庭・地域の協働を一層促進することで、子どもたちにとってよりよい教育環境を実現してまいりたいと考えておりますので、皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

令和8年3月

山形県教育委員会
教育長 須貝 英彦

Ⅱ 第Ⅱ期プランの振り返り

1 第Ⅱ期プランの目的・目標・方針と取組みの柱

第Ⅱ期プランの目的

- | | | |
|--|---|-----------|
| ○心身の健康保持
○ワークライフバランスの実現
○活き活きと働ける職場づくり | } | ⇒ 教育活動の充実 |
|--|---|-----------|

第Ⅱ期プランの目標

- 目標① 半期における時間外在校等時間の月平均が 80 時間を超える教員数 0 人を目指す。
目標② 年間における時間外在校等時間の月平均が 45 時間を超える教員数 0 人を目指す。

方針1 更なる意識改革

取組みの柱① P D C A サイクルの構築

- ・ 学校における働き方改革取組み状況チェックシートの活用
- ・ 管理職に対する人事評価（業績）における目標設定の義務化

取組みの柱② 管理職や教職員の更なる意識改革及び保護者等の理解促進

- ・ 校長会、教頭会、校内研修等での啓発と先進事例の共有
- ・ 保護者や地域に対する学校の働き方改革の周知

方針2 長時間勤務の要因への対応

取組みの柱③ I C T の有効活用

- ・ 全県立高等学校へのデジタル採点サービスの導入
- ・ I C T を活用した児童生徒の情報共有の推進（統合型校務支援システムの生徒指導等への活用拡大）

取組みの柱④ 人材の確保及び外部人材の活用

- ・ 産育休等の代替教員確保（ペーパーティーチャー説明会の開催、大学院生・大学生の非常勤講師任用等）
- ・ 教員業務支援員や部活動指導員等各種外部人材の配置の充実
- ・ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置の充実

取組みの柱⑤ 業務の外部委託の推進

- ・ 学校と教員が担う業務の明確化・適正化の推進（学校徴収金の公会計化、清掃指導の地域ボランティア活用等）

取組みの柱⑥ 教育課程全体の見直し

- ・ 小学校における大学新卒の新規採用者の授業準備・教材研究時間の確保（新採支援プラン）
- ・ 小学校における教科担任制の導入促進（教科担任マイスター制度等）
- ・ 校務分掌の精選、余剰時数削減、日課表の見直し等の推進

取組みの柱⑦ 部活動改革の推進

- ・ 部活動ガイドラインの遵守の徹底
- ・ 部活動指導員の活用や任意加入制・複数顧問制による部活動指導の負担軽減
- ・ 勤務時間内に終了できる部活動の適切な運営に向けた教育課程の検討

2 第Ⅱ期プランの結果

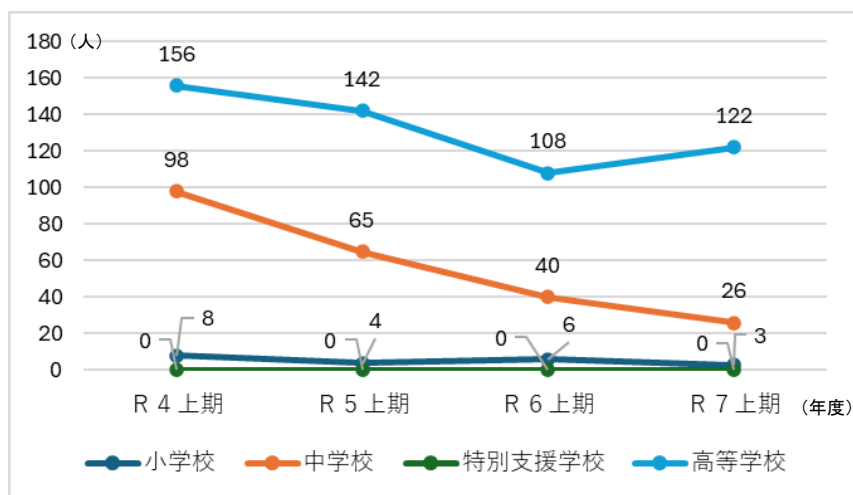
(1) 第Ⅱ期プランにおける時間外在校等時間調査の結果について

(i) 目標①：半期における時間外在校等時間の月平均が80時間を超える教員数0人を目指す。

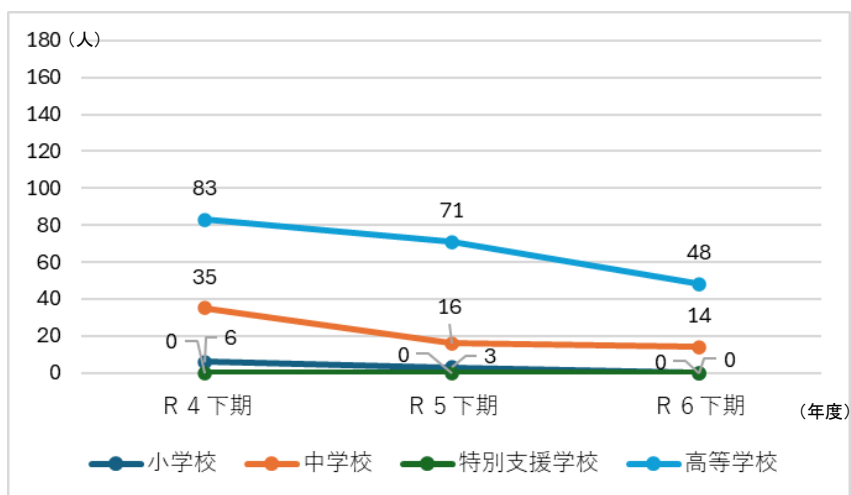
「半期における時間外在校等時間の月平均が80時間を超える教員数」の推移

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学校	上期	8人	4人	6人	3人
	下期	6人	3人	0人	—
中学校	上期	98人	65人	40人	26人
	下期	35人	16人	14人	—
特別支援学校	上期	0人	0人	0人	0人
	下期	0人	0人	0人	—
高等学校	上期	156人	142人	108人	122人
	下期	83人	71人	48人	—

(令和7年度下期は集計前のため「—」)



「半期における時間外在校等時間の月平均が80時間を超える教員数」の推移グラフ（上期）



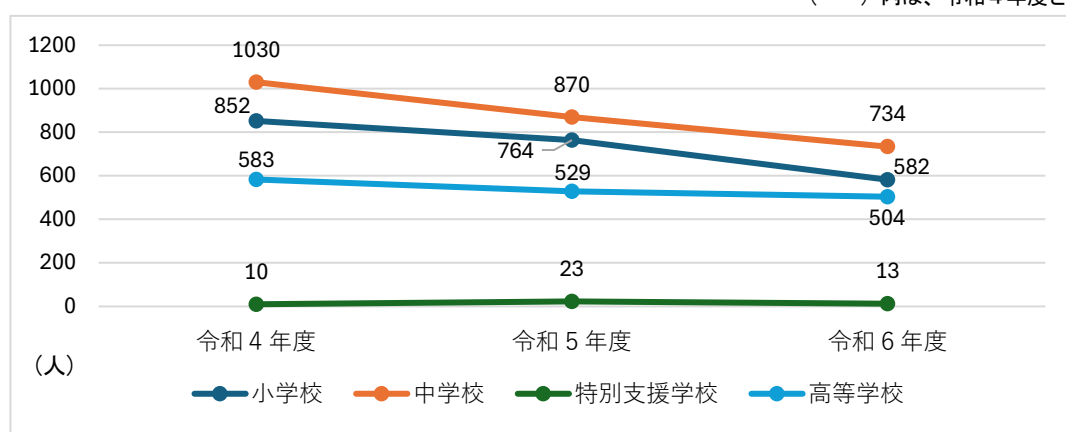
「半期における時間外在校等時間の月平均が80時間を超える教員数」の推移グラフ（下期）

(ii) 目標②：年間における時間外在校等時間の月平均が 45 時間を超える教員数 0 人を目指す。

「年間における時間外在校等時間の月平均が 45 時間を超える教員数」の推移

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
小学校	852 人	764 人 (89.6%)	582 人 (68.3%)
中学校	1030 人	870 人 (84.5%)	734 人 (71.3%)
特別支援学校	10 人	23 人 (230.0%)	13 人 (130.0%)
高等学校	583 人	529 人 (90.7%)	504 人 (86.4%)

() 内は、令和 4 年度との比較



「年間における時間外在校等時間の月平均が 45 時間を超える教員数」の推移グラフ

(iii) 年間における月平均時間外在校等時間

「年間における月平均時間外在校等時間」の推移

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
小学校	35 時間 32 分	34 時間 21 分 (- 1 時間 11 分)	31 時間 58 分 (- 3 時間 34 分)
中学校	45 時間 29 分	42 時間 20 分 (- 3 時間 09 分)	39 時間 20 分 (- 6 時間 09 分)
特別支援学校	22 時間 08 分	21 時間 45 分 (- 0 時間 23 分)	19 時間 25 分 (- 2 時間 43 分)
高等学校	40 時間 47 分	38 時間 35 分 (- 2 時間 12 分)	37 時間 32 分 (- 3 時間 15 分)

() 内は、令和 4 年度との比較

【成果】

(i)、(ii) とともに、特別支援学校を除き、全体として第 I 期プラン最終年 (令和 4 年) 度から着実に人数が減ってきている。特別支援学校は、(i) については 0 人が継続できしており、(ii) についても低い水準で推移している。(iii) については、全ての校種において 40 時間を下回る結果となり、着実な改善傾向が見られる。

【課題】

(i) については、特別支援学校以外の校種では減少傾向にはあるが、目標を達成できていない。(ii) についても、全ての校種において目標を達成できていない。(iii) については、中学校、高等学校は、小学校や特別支援学校に比べ、時間外在校等時間が長い。

(2) 第Ⅱ期プラン総括アンケート結果より

アンケート概況

対 象 職 員：県内の公立学校に勤務する常勤職員および欠員補充の職員（年間を通して任用見込みの者）

回 答 期 間：令和7年12月5日（金）～令和7年12月26日（金）

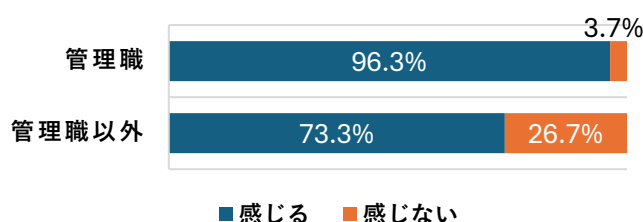
回 答 数：5,270人（うち管理職：587人 管理職以外の教職員：4,683人）

回 答 方 式：無記名の Web アンケート（Google フォーム）

(i) 勤務時間への意識の高まり

【成果】

管理職の9割超、管理職以外の教職員の7割超が、第Ⅱ期プランの期間で「勤務時間への意識が高まったと感じる」と回答している。

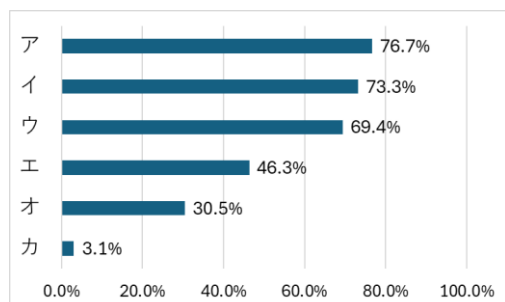


「第Ⅱ期プラン期間中において、勤務時間への意識が高まったと感じますか」

【課題】

勤務時間への意識の高まりを「感じない」とする教職員は、全体で3割ほどである。意識改革につながる取組みを継続するためにも、組織マネジメントの推進が必要である。

(ii) 第Ⅱ期プランにおいて効果のあった施策



ア：校務分掌の精選、余剰時間の削減、日課表の見直し
 イ：教員業務支援員や部活動指導員などの外部人材の活用
 ウ：部活動ガイドラインに基づいた部活動計画や活動の見直し
 エ：ICTを活用した児童生徒の情報共有
 オ：学校・教員が担う業務の明確化・適正化の推進
 カ：その他

「第Ⅱ期プランの取組みの柱のうち、長時間勤務を減らすために効果があったものは何ですか」（管理職・複数回答）

【成果】

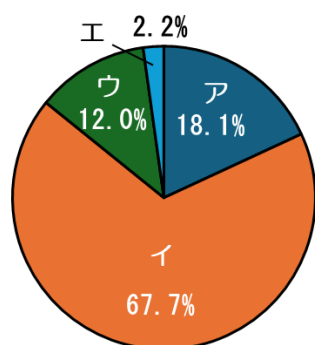
主として学校としての取組みである「ア：校務分掌の精選、余剰時間の削減、日課表の見直し」と教育委員会の施策である「イ：教員業務支援員や部活動指導員などの外部人材の活用」については、どちらも7割を超えている。また、「ウ：部活動ガイドラインに基づいた部活動計画や活動の見直し」についても、概ね7割（中・高の回答のみ）に達している。

【課題】

適切な業務管理には「オ：学校・教員が担う業務の明確化・適正化の推進」が必要であるが、今回、効果があったとする回答は3割程度であった。

また、教職員からは「保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等、学校では対応が困難な事案への対応」や「部活動中の大会運営等」に負担感があるという回答が多く、学校単独では解決が難しい面がある。

(iii) 「働きがい」の有無について



ア：強く感じる
イ：感じる
ウ：あまり感じない
エ：感じない

「あなたは『働きがい』を感じていますか」(全教職員)

【働きがいを特に強く感じるもの】

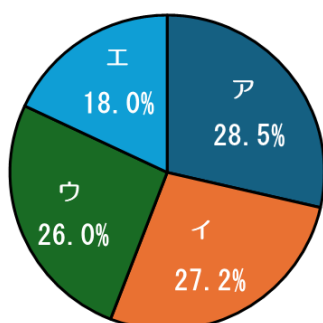
○児童生徒への関わり	68.6%
○授業等での能力（自己の専門性等）の発揮	20.5%
○自己成長	8.1%
○その他	2.8%

(管理職以外の教職員)

【課題】

教職員の8割以上が「働きがい」を感じている。また、「児童生徒への関わり」について教職員の7割程度が働きがいを感じているが、「授業等での能力（自己の専門性等）の発揮」については、2割程度に留まった。教育活動の充実を図り、「働きがい」を向上させるためには、子どもと向き合う時間を確保するとともに、自らの専門性の向上のための時間を確保することが望まれる。

(iv) 持ち帰り業務について



ア：全く持ち帰らない
イ：月に1、2回程度持ち帰る
ウ：週に1、2回程度持ち帰る
エ：ほとんど毎日持ち帰る・毎日持ち帰る

「あなたは業務を持ち帰らないようにしていますか」(管理職以外の教職員)

【課題】

「全く持ち帰らない」と回答した教職員が3割近くいる一方、「週に1、2回程度持ち帰る」と回答した教職員が3割近く、「ほとんど毎日持ち帰る・毎日持ち帰る」と回答した教職員が2割近くいる。勤務時間内に業務が収まるよう、平準化や効率化、協働化等を進めることが求められる。

(3) 第Ⅲ期プランへ向けて

(i) 子どもと向き合う時間・自ら学ぶ時間の確保

教職員としての働きがいを高めるために、時間的余裕を生み出し、子どもと向き合う時間や自ら学ぶ時間に活用できるようにし、教育の質の向上につなげていくことが求められる。

(ii) 組織マネジメントの推進

長時間勤務は、健康問題につながる教職員個別の課題であると同時に、教育の質を維持しながらその解消を図ることも必要であることから、学校経営全体の課題でもある。個々の事情に寄り添った個別対応と、PDCAサイクルに基づく大胆な業務精選を行うなど、組織マネジメントの推進が求められる。

(iii) 働きやすい職場づくりによる人材確保

多くの教職員は働きがいを感じており、多くの教職員にとって、教職は魅力のある仕事である。一方、学校現場は忙しいというイメージが先行し、新たな人材確保を難しくしている側面がある。

「働きがい」を高めていくことに加え、一人一人にとって健康的で働きやすい職場環境を整備し、ワークライフバランスが実現できることを広く周知することで、人材の確保につなげていくことが求められる。

Ⅲ 山形県公立学校における働き方改革プラン（第Ⅲ期プラン）

山形県公立学校働き方改革プランの位置付け・実施期間

（位置付け）

「教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（令和 8 年 3 月 17 日改正 山形県教育委員会規則第 12 号）により定める次の「山形県公立学校における働き方改革プラン（第Ⅲ期）（以下、『第Ⅲ期プラン』という。）」を「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に関する法律（以下、『給特法等一部改正法』という。）」第 8 条第 1 項に規定する「業務量管理・健康確保措置実施計画」として定めるものである。

（実施期間）

計画の取組み期間は、令和 8 年度から令和 11 年度までの 4 年間とする。

第Ⅲ期プランの目的・目標

（目的）

- 本県の教育の質の向上を目指し、教員の心身の健康と専門性を維持・向上させながら「働きやすさ」と「働きがい」を実感して業務に従事できるよう教育環境を整備し、教員のウェルビーイング向上を図る。

（目標）

「働きやすさ」目標（時間外在校等時間）

- 月における時間外在校等時間 45 時間超の教員数 0 人を目指す。
- 1 年間における月平均時間外在校等時間について 30 時間以下を目指す。

「働きがい」目標

- 「児童生徒の成長に貢献する喜び」、「教員の専門性の向上や発揮への喜び」を感じる教員の割合を 80%以上にする。

計画期間中の年度目標

（時間外在校等時間）

- 1 人あたりの年間における時間外在校等時間の月平均が 45 時間を超える教員数について、令和 8・9・10 年度は前年度比 40%減としながら、令和 11 年度末までに 0 人を目指す。
- 1 人あたりの月平均時間外在校等時間を前年度調査より 10%縮減し、「1 年間における月平均時間外在校等時間 30 時間以下（1 年あたり 360 時間を超えない）」という基準の達成を目指す。

留意事項

健康確保措置として次の 2 点に留意する。

- 月における時間外在校等時間 80 時間超の教員数 0 人を早期に達成する
- 健康診断時における要精密検査該当者の精密検査受診率（教職員）を 100%にする

取組みの方針及び取組みの柱

方針1 教員が子どもと向き合う時間・自ら学ぶ時間の確保

取組みの柱① 外部人材・専門人材の活用

取組みの柱② 地域や家庭の協力・分担、業務の外部委託の推進

取組みの柱③ 事務処理の効率化・デジタル学習基盤※の有効活用

取組みの柱④ 教育課程・指導体制の見直し

取組みの柱⑤ 部活動改革の推進

方針2 組織マネジメントの推進

取組みの柱⑥ PDCAサイクルを活かした意識改革

取組みの柱⑦ 長時間勤務者への対応

方針3 働きやすい職場づくりによる人材確保

取組みの柱⑧ 健康的で働きやすい職場づくり

取組みの柱⑨ 教員人材の確保

具体的な取組み

＜教育委員会の取組み＞、＜学校の取組み＞について、第Ⅲ期プランにおいて新規で取り組む内容は◎、拡充して取り組む内容は○、継続して取り組む内容は□で示している。

方針1 教員が子どもと向き合う時間・自ら学ぶ時間の確保

1 取組みの柱① 外部人材・専門人材の活用

＜教育委員会の取組み＞

○ 各種外部人材の配置の充実

- ・ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、教員業務支援員や教頭マネジメント支援員、部活動指導員、校務補助員等の各種外部人材の配置の充実を図る。
- ・ 各種外部人材の活用により時間外在校等時間や業務負担を効果的に削減している事例等を定期的に収集し、「働き方改革通信」等により積極的に周知する。

○ 専門人材の充実

- ・ スクールロイヤーについて、担当弁護士の増員を図るとともに、相談手続きや活用例等を「働き方改革通信」等により周知し、積極的な活用を促す。
- ・ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーから適時専門的な助言を得られる体制を整え、学校が児童生徒対応等に円滑に当たることができるよう支援する。

※デジタル学習基盤：1人1台端末やクラウド環境等の情報機器・ネットワーク・ソフトウェアなどの要素で構成される一連の学習基盤。具体的には、児童生徒の端末、通信ネットワーク、デジタル教材、情報セキュリティなど。

<学校の取組み>

○ 外部人材や専門人材の効果的な活用

- ・ より多くの教員が外部人材を有効に活用できる仕組みを整え、時間外在校等時間の縮減につなげる。

□ チームによる児童生徒への個別対応等

- ・ 児童生徒対応等の際は、担任だけに任せることなく、学年主任、管理職、専門人材等がチームとなり、それぞれの役割を明確にして対応する。

2 取組みの柱② 地域や家庭の協力・分担、業務の外部委託の推進

<教育委員会の取組み>

□ 地域学校協働活動の推進

- ・ 地域学校協働活動推進員等の配置を促進し、地域人材の活用が推進されるよう支援する。

◎ 学校問題解決（学校への不当要求等の対応）のための体制整備

- ・ 法改正等を踏まえ、学校問題の基本的な対応の在り方を整理・検討し、対応マニュアルの整備等を進める。
- ・ 県立学校の相談窓口を県教育局内に設置し、相談、対応体制を計画的に整備する。

□ 学校と教員が担う業務の明確化・適正化の推進

- ・ 学校施設管理体制の整備、学校徴収金の公会計化、外部委託等により教員の負担軽減が可能な業務について、手順や必要な手立て、解決すべき課題等を紹介し、取組みを促進する。

<学校の取組み>

□ 学校と教員が担う業務の明確化・適正化の推進

- ・ 学校施設管理の外部委託、給食補助や清掃指導等について、外部人材や地域ボランティアの活用、清掃の取組み回数の精選等を進める。
- ・ 教員が集金業務を担わない仕組み（業者への直接支払い、インターネットバンキングの活用等）への移行を進める。

3 取組みの柱③ 事務処理の効率化・デジタル学習基盤の有効活用

<教育委員会の取組み>

◎ 市町村立学校の事務処理体制の整備

- ・ 市町村立学校の事務処理体制について、所管する市町村教育委員会と連携し、共同学校事務室を設置するために必要な規定の整備を行う。

◎ 県立学校における在宅勤務環境の整備

- ・ 県立学校においてリモート接続サービス※を開始し、長期休業期間等における柔軟な働き方を可能にする。

※令和8年度より、アクセス制御により学校以外でも統合型校務支援システムや校内ファイルサーバへのアクセスが可能となる。

◎ 県教育センター研修におけるクラウド活用による教材共有と授業改善支援

- ・ 県教育センターにおける研修等を通して、クラウドを活用した教材の共有や再利用を促し、教材準備の時間を短縮し、授業改善・指導力向上のための時間創出を図るよう、教員の意識改革と支援を行う。

◎ デジタル学習基盤の活用と業務の効率化の推進

- ・ 市町村教育委員会と連携し、統一した次世代型校務支援システムの導入を進める。
- ・ 授業準備の効率化や児童生徒情報のリアルタイム共有など、負担軽減に効果的な事例を「働き方改革通信」等により周知する。

<学校の取組み>

□ デジタル学習基盤を活用した児童生徒の情報共有や教材の集約等の推進

- ・ 校務分掌の事務文書、作成した教材等をデジタルで蓄積し、事務や授業準備の効率化を図る。
- ・ 統合型校務支援システム等を活用し、児童生徒に関する情報を複数の教員が日常的に共有できるようにする。

4 取組みの柱④ 教育課程・指導体制の見直し

<教育委員会の取組み>

□ 校務分掌の精選、余剰時数削減、日課表の見直し等の支援

- ・ 余剰時数の削減などの教育課程全体の見直しや校務分掌の精選等により、授業準備の時間確保を実現した好事例等を「働き方改革通信」等により紹介する。
- ・ 行事（準備や練習を含む）のスリム化について、PTAや地域の理解や協力を得ながら推進するよう、校長会や教頭会等で指導する。

○ 小学校の教科担任制の推進

- ・ 希望する小学校に教科担任マイスターを配置し、教科担任制を推進する。
- ・ 校内OJTの活性化と教科指導力の向上を図るとともに、教材準備の時間を確保できるよう支援する。
- ・ 「教科担任マイスター実践事例集」（義務教育課作成）により好事例を周知する。

<学校の取組み>

□ 教育課程全体の見直し等の推進

- ・ 教材研究や授業準備時間を確保するため、前例にとらわれない見直しを継続して行う。
- ・ 行事（準備や練習を含む）のスリム化について、保護者や地域に説明し、理解や協力を得ながら推進する。
- ・ 小学校においては、個々の教員の得意分野等を活かし、教科担任制や合同授業等により授業準備の時間確保を図る。
- ・ 中学校においては、勤務時間内で部活動を終了できるよう、日課表等の見直しを行う。

5 取組みの柱⑤ 部活動改革の推進

<教育委員会の取組み>

○ 部活動改革ガイドラインの遵守の徹底

- ・ 新たな部活動改革ガイドライン（文部科学省 令和7年12月）を踏まえ、本県の部活動改革ガイドラインを改訂し、ガイドラインに則った活動を推進する。
- ・ 1日あたりの活動時間や休養日の確保、始業前練習等について、本県の部活動改革ガイドラインが徹底されるよう校長会や教頭会等で指導する。
- ・ 各学校において、本県の部活動改革ガイドラインを遵守した部活動が行われているかどうかを定期的に確認する。

○ 部活動の地域展開の整備推進

- ・ 休日における公立中学校の部活動地域展開を本格的に実行していくとともに、平日についても地域の実情に応じた取組みを検討していく。
- ・ 適切な学校部活動運営のための体制整備（部活動に係る方針策定、部活動指導員等の配置や合同部活動実施、勤務時間の管理、業務改善等）を行う。

○ 平日の部活動の在り方検討

- ・ 適切な休養日及び活動時間を設定する等、平日の部活動の在り方について検討を進める。

<学校の取組み>

○ 部活動改革ガイドラインの遵守

- ・ 休養日の設定や活動時間、始業前練習等について、本県の部活動改革ガイドラインを遵守した活動を行う。
- ・ 本県の部活動改革ガイドラインに基づき、各部の計画と実績を学校ホームページに確実に掲載する。

方針2

組織マネジメントの推進

6

取組みの柱⑥ PDCAサイクルを活かした意識改革

<教育委員会の取組み>

□ 学校における働き方改革「取組み状況チェックシート」の活用

- ・ 各学校で取り組む内容を「取組み状況チェックシート」(p. 16、17 参照) にまとめ、学校としての具体的な振り返りや評価を促す。
- ・ 調査結果を基に、取組みの改善や働き方改革連絡協議会における課題の共有などを行うとともに、「働き方改革通信」等により好事例を周知する。

◎ 「働きやすさ・働きがい」振り返りシートの活用

- ・ 年休取得日数や精密検査受診状況などに加え、働きがいの状況などの項目を設定し、教職員が自らの働き方を振り返ることができるよう、アンケート (p. 18 参照) を実施する。

□ 校長会、教頭会等での啓発と先進事例の共有

- ・ これまでの慣習にとらわれず、教育の質を保ちながら働き方改革を効果的に進めている事例等を校長会や教頭会等で紹介・共有する。

<学校の取組み>

□ 管理職に対する人事評価（業績）における目標設定の義務化

- ・ 管理職の人事評価（業績）には、働き方改革や組織マネジメントに関する目標を設定する。
- ・ 管理職が働き方改革に関する調査結果や自らの評価を振り返ることにより、改善の視点を明確にし、取組みの推進につなげる。

7

取組みの柱⑦ 長時間勤務者への対応

<教育委員会の取組み>

○ 月における時間外在校等時間 80 時間超の教員が所属する学校の管理職への働きかけの強化

- ・ 80 時間超の教員の状況把握を当該所属校の管理職と積極的に行い、解消に向けた取組みを促す。

□ 保護者や地域に対する学校の働き方改革の周知

- ・ 時間外在校等時間調査の結果を半期ごとに集計し、県ホームページで公表する。
- ・ 県内の学校の働き方改革の取組みを「働き方改革通信」等により紹介するとともに、県ホームページへの掲載等により周知する。

<学校の取組み>

□ 教員一人一人の時間外在校等時間の可視化とその活用

- ・ ICT等を用いて時間外在校等時間の客観的把握を継続する。
- ・ 教員各自が月の途中で時間外在校等時間を認識できるようにするとともに、業務遂行の見通しを持てるよう管理職が指導・助言等を行う。

□ 80 時間超の教員に対する、産業医による面接指導受診の推奨

- ・ 時間外在校等時間が 80 時間超の教員については、産業医による面接指導を受けるよう、管理職が積極的に働きかける。
- ・ 産業医の面接指導を受けない場合でも、管理職が面談等により健康状況を把握し、必要な対応を行う。

【80 時間超の教員に対し効果的であったとする取組みの例】

- ・ 「この業務を分担しよう」「この準備はここまでで良い」など、実務に即しながら、管理職が具体的な業務の見直し方法を提示
- ・ 繁忙期であっても躊躇せず、担当業務が長期化しないよう、定期的な打ち合わせを実施
- ・ 年度途中でも担当業務の変更や校務分掌の割り振り直しを行うなど、柔軟な対応を実施
- ・ 部活動における練習内容の精査（個人練習とチーム練習の区別）、終了時間の繰り上げ、担当者一人で抱え込まないよう休日の指導分担の導入などを提示
- ・ 主任業務等の悩みや困難さについて、管理職が十分に話を聞いて整理
- ・ イベントや大会参加の精選
- ・ 教員の配置の工夫（交代や複数化）を行うことで、業務を平準化

□ 45 時間超の教員に対する、管理職による業務改善の具体的な指導

- ・ 時間外在校等時間が 45 時間超の教員に対しては、毎月管理職が面談を行い、業務改善に向けた具体的な指導を行う。

【45 時間超の教員に対し効果的であったとする取組みの例】

＜小学校＞

- ・ 家庭・地域の支援に関する業務の縮減や複数人での分担化
- ・ 柔軟に担当替えを行い、地域や保護者にも役割を一部依頼
- ・ 教育活動の目的を踏まえ、保護者の理解を得ながら地域行事への参加協力を取りやめ

＜中学校＞

- ・ 部活動の活動時間を、教職員の勤務時間内に収まるよう日課表を変更
- ・ 大会運営や引率担当者は、交代できるよう複数人で分担

＜特別支援学校＞

- ・ 業務分担の明確化
- ・ 教員でなくとも担える業務については、介助員等に積極的に依頼

＜高等学校＞

- ・ 部活動の引率は顧問以外の教職員が担当
- ・ 土日の部活動指導者に輪番制を導入
- ・ 物販や集金業務など、業者が対応できる業務については、積極的に業者に委託

□ 地域・保護者に対する働き方改革についての説明・周知の徹底

- ・ 学校の働き方改革の目的や具体的な取組み、進捗状況等について、学校運営協議会や P T A 総会、学校便りやホームページ等で保護者や地域の方々へ周知し、理解と協力を得る。

8 取組みの柱⑧ 健康的で働きやすい職場づくり**<教育委員会の取組み>**○ 大学新卒の新規採用者の授業準備・教材研究等の時間確保

- ・ 小学校において一定以上の規模の学校に配属される大学新卒の新規採用者を教科担任兼副担任とし、授業準備・教材研究等の時間を確保する。
- ・ 大学新卒の新規採用者が学級担任を持つ場合は、暫定再任用短時間職員や定年前再任用短時間職員、または会計年度任用職員を配置し、担当する授業の一部代替や学級事務の補助等を行う。
- ・ 中学校、特別支援学校、高等学校においても小学校同様、相談しやすい体制づくりや授業準備、教材研究の時間の確保を促す。

□ ストレスチェックの実施と結果の活用

- ・ ストレスチェックの本来の目的である職員自身のストレスへの気づきを促し、メンタル不調の未然防止につなげるため、受検率 100%を目指す。
- ・ 所属ごとの集計分析結果に基づき、管理職が仕事の量や偏りを見直し、衛生委員会へ職場のストレス傾向を報告するとともに、職場環境の改善に向けた具体的な対応を実施する。
- ・ 心の健康づくりの基本的な考え方やストレスチェック後の対応方法などに関する管理職対象のストレスチェック制度活用研修を行い、現場での活用を進めていく。

□ 健康診断時における精密検査受診率を 100%にする

- ・ 定期健康診断後の事後指導をはじめとし、精密検査未受診者のいる所属の管理職に対して受診勧奨の依頼文及び受診勧奨指示票・結果報告書を繰り返し送付することにより、受診を促す。
- ・ 精密検査受診率の低い県立学校及び市町村教育委員会を訪問し、受診率向上への取組み等の情報交換を行うことにより、受診率向上に向けた取組みを支援する。

□ 男性育休の取得率向上

- ・ 令和 12 年度までに男性職員の育児休業取得率 100%を達成するよう、管理職に対し「男性職員の育児参画促進のための面談シート」等を活用しながら面談を確実に実施するよう促す。

<学校の取組み>□ 要精密検査該当者への精密検査受診の周知徹底

- ・ 要精密検査該当者に対し、管理職が精密検査受診を徹底させる。

□ 休暇制度の周知徹底と年次有給休暇の取得推進

- ・ 年間 5 日以上、年次有給休暇を取得できるようにする。
- ・ 生理休暇等の理解促進やリフレッシュ年休利用の推進を図る。

□ 男性育休の取得率向上

- ・ 対象となる男性職員との面談を確実に実施し、育児休業制度の詳細について丁寧に説明を行うとともに、取得希望者に対して確実な取得を促す。

9 取組みの柱⑨ 教員人材の確保**<教育委員会の取組み>**□ 教員採用試験の改善による教員人材の確保

- ・ 優秀な人材を確保するため、毎年度、選考手法を見直し効果的な採用に向けた改善を継続する。

◎ 人材マッチングシステム「教育やまがた人材バンク」の活用による代替教員確保

- ・ 県教育委員会からの募集と同時に、地域の方々等が自分で登録することができる人材マッチングシステムを用いて、代替者の確保に努める。

□ 臨時教員等登録希望者・ペーパーティーチャー向け説明会の定期的な開催

- ・ 対面で相談に応じる等の良さを活かし、人材の新規掘り起こしや確保に努める。

○ 大学院生や大学生の非常勤講師任用の拡大

- ・ 県内大学に加え、隣県の大学の学生も特別非常勤講師として任用できるよう、対象大学の拡大を図り、代替教員等の人材確保に努める。

<学校の取組み>

◎ 各種活動や支援に対するボランティア等のスタッフの確保

- ・ 県立学校においては、上記人材マッチングシステムを積極的に活用し、学校の各種教育活動を支援できる地域人材等を募る。

山形県公立学校働き方改革推進連絡協議会について

山形県教育委員会と市町村教育委員会が連携し、公立学校における働き方改革を計画的に推進するために必要な方策について協議し、併せて、その円滑な実施を図ることを目的とした「山形県公立学校働き方改革推進連絡協議会」を設置する。

IV 各学校における「取組み状況チェックシート」

以下の各項目について、管理職が半期ごとに取組み状況を確認してください。(Web アンケート等を活用し、県教育委員会へ報告)

＜確認の方法＞ 各項目について、次の３段階○△×で記入してください。該当する事例がない場合は「－」を記入してください。

○：実施している △：実施に向けて準備している ×：実施も準備もしていない
－：該当なし

校種	学校名	R8		R9		R10		R11	
		上	下	上	下	上	下	上	下
方針１ 教員が子どもと向き合う時間・自ら学ぶ時間の確保									
1	より多くの教員が教員業務支援員や校務支援員、部活動指導員等の外部人材を活用できるような仕組みをつくっている。								
2	配慮が必要な児童生徒に対し、複数の教員が目配りできるよう、また、早期に問題等を解決できるよう、日常的に情報を共有できるようにしている。								
3	児童生徒の個別対応等の際には、担任だけに任せることなく、チームで役割を決めて対応している。								
4	児童生徒の個別対応等の際には、必要に応じてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の外部人材と連携を取りながら対応している。								
5	事案の内容や研修目的に応じて、スクールロイヤーの活用を検討している。								
6	給食補助、授業準備や清掃指導等について、外部人材や地域ボランティアを活用している。								
7	給食や清掃指導等について、教員の業務負担を軽減するために、輪番制の導入等を行っている。								
8	学校徴収金の公会計化を市町村教育委員会と協力して推進している。 ※学校においては市町村教育委員会の回答と一致するよう確認してください。								
9	教員が集金しなくてもよいようなシステム（業者への直接支払い、インターネットバンキングの活用等）へ移行している。 (例)・ 裁縫道具や柔道着など、一斉購入が難しい教材については、日時を決めて業者を学校に呼び、児童生徒が業者へ直接支払うようにする。 ・ 支払いが発生するたびに業者を学校に呼び、その場で現金で支払いを行っているものをインターネットバンキングによる口座振替での支払いに変更する。 ・ 彫刻刀や習字セットなど、一部の教材については、学校を介さず、各家庭で量販店やインターネット通販での購入に変更する。								
10	校内LAN等のデジタル学習基盤を活用し、各教員が作成している教材等の蓄積と共有を進めている。								
11	各教員が蓄積・共有化した教材を、教材作成の際に参考にするなどして活用している。								
12	児童生徒に関する情報共有のために統合型校務支援システム等のデジタル学習基盤を活用している。								
13	統合型校務支援システム等のデジタル学習基盤を活用し、児童生徒に関する情報を随時更新し、全ての教員がいつでも最新の情報を確認できるようにしている。								
14	余剰時数の削減を含めた教育課程全体の見直しにより、教材研究や授業準備時間の確保及び業務負担の軽減を図っている。								
15	校務分掌の精選や校務分掌に係る会議の削減により、教材研究や授業準備時間の確保及び業務負担の軽減を図っている。 (例)・ 一つの校務分掌を、可能な限り経験者と若手の二人担当制とする。 ・ 学年業務が比較的大変な小学4～6年生担任の分掌を軽くするよう調整する。 ・ 少数の担当者が大枠を作成することとし、大人数での話し合いの時間を短縮する。								
16	校務分掌業務等の担当が明瞭な業務は持ち帰り業務とならないよう進捗を把握し、相談を行っている。								
17	行事（準備や練習を含む）のスリム化について、PTAや地域に説明している。								

18 行事のスリム化について、PTAや地域と協力しながら推進している。									
19 小学校において教科担任制を導入し、教師一人一人が担当する教科数を削減し、教材研究の負担軽減を図っている。									
20 合同授業や交換授業などを行い、教師一人一人が担当する教科数を削減し、教材研究の負担軽減を図っている。									
21 1日1時間以上の空き時間を確保し、教材研究や授業準備を勤務時間内に行うことができるようにしている。									
22 部活動ガイドラインを遵守している。									
23 部活動の地域展開を見据え、部活動数を前年度と比べて削減している。		/		/		/		/	
24 全ての部活動において複数顧問制を実施している。		/		/		/		/	
25 部活動の任意加入制を導入している。		/		/		/		/	
26 部活動の活動方針や任意加入制、部活動数の適正化等について保護者や地域の理解を得られるよう、PTA総会等で説明している。		/		/		/		/	
27 勤務時間内で部活動を行うことができるよう、余剰時数の削減や時程を含めた教育課程全体の見直し等を行っている。	/		/		/		/		/
方針2 組織マネジメントの推進									
28 毎月、時間外在校等時間が45時間超の教員と管理職が面談を行っている。									
29 時間外在校等時間が45時間超の教員に対して、取組み例を参考にするなどして管理職が業務改善の具体的な指導を行っている。									
30 時間外在校等時間が80時間超の教員について、産業医による面接指導を受けるよう、管理職が積極的に働きかけている。									
31 産業医による面接指導の結果を踏まえ、業務改善に向けた対応を行っている。									
32 産業医との面談を行わない場合でも、健康上の配慮について、取組み例を参考にするなどして管理職が面接指導を行っている。									
33 学校の働き方改革の目的や具体的な取組みについて、PTA総会等で保護者や地域へ周知している。		/		/		/		/	
34 ICT等を用いて時間外在校等時間の客観的把握を行うとともに、教員各自が月の途中で時間外在校等時間を認識できるようにしている。									
35 月の途中において、各教員に業務遂行の見通しを持てるよう管理職が指導を行っている。									
36 学校の働き方改革の具体的な取組みについて、保護者や地域から協力を得ている。									
37 学校の働き方改革の取組みの進捗状況等について、学校便りやホームページ等で公表している。									
38 学校の働き方改革の取組みの効果を可視化して、学校便りやホームページ等で保護者や地域に周知している。									
方針3 働きやすい職場づくりによる人材確保									
39 健康診断時における精密検査を要する教職員がいる場合は、管理職自身も含め、受診率が100%となるよう積極的に働きかけている。									
40 生理休暇等の休暇について説明を行い理解促進を図るとともに、リフレッシュ年休等の休暇取得を推進している。									
41 男性育児休業の対象となる教職員がいる場合には、男性育休面談シート等を活用しながら丁寧に説明を行い、取得を促している。									
42 地域学校協働本部事業等を通し、ボランティアなどを募り、人材の確保に取り組んでいる。									

成果と課題（自由記述）

--

V 個人における『働きやすさ・働きがい』振り返りシート

以下の各項目について、状況を振り返ってみましょう。(Web アンケート等を活用し、県教育委員会へ報告)
 <確認の方法> 各項目について、次の3段階○△×で記入してください。該当する事例がない場合は「－」を記入してください。

○：はい・できた △：取り組んでいる途中・準備している ×：いいえ・できていない

－：該当なし ※「選択」はWeb上で選択するようになっています。

	R8	R9	R10	R11
1 月の途中で時間外在校等時間の累計を確認していますか。				
2 時間外在校等時間の累計が45時間を超えそうなときに、月の途中で管理職と相談をしていますか。				
3 昨年の10月1日から現在まで、月平均時間外在校等時間が45時間を超えたことがありましたか。				
4 「3」のとき、面談を行いましたか。				
5 「3」についての面談により改善した手立てがあれば回答してください。	－	－	－	－
6 昨年の10月1日から現在まで、月平均時間外在校等時間が80時間を超えたことがありましたか。				
7 「6」のとき、産業医との面接指導を行いましたか。				
8 「7」について産業医との面接指導が受けられなかった場合、管理職との健康確保に関する面接は行いましたか。	選択	選択	選択	選択
9 「8」について、管理職との面接により改善した手立てがあれば回答してください。	－	－	－	－
10 本年4月1日から本日まで、退勤時刻から出勤時刻までの時間は、およそ何時間ですか。	選択	選択	選択	選択
11 本年4月1日から本日まで、持ち帰り業務を行いましたか。	選択	選択	選択	選択
12 持ち帰り業務を行った際、校務分掌や部活動などの業務の場合は、管理職に相談しましたか。	選択	選択	選択	選択
13 <u>次の職務</u> ※に「働きがい」を感じていますか。 (※子どもの成長等・専門性の発揮など、「働きがい」を感じる職務を選択)	選択	選択	選択	選択
14 現在の職務の専門性を向上させる時間が確保できていますか。				
15 現在の職務で自分の専門性を発揮できていると感じますか。				
16 特に強く感じる「働きがい」とは、どのようなものですか。(自由記述)	－	－	－	－
17 現在の職場では年休等の休暇が取得できていますか。				
18 健康診断時に精密検査が必要な場合、受診をしていますか。				

山形県公立学校働き方改革推進連絡協議会実施要綱（案）

第1条（目的）

この協議会は、山形県教育委員会と市町村教育委員会が連携し、服務監督教育委員会として公立学校における働き方改革を計画的に推進するために必要な方策について協議し、併せて、その円滑な実施を図ることを目的とする。

第2条（任務）

本協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議及び情報共有を行う。

- (1) 働き方改革に関して国が示した指針や「山形県公立学校における働き方改革プラン（業務量管理・健康確保措置実施計画）」の推進に関すること。
- (2) 各市町村教育委員会における働き方改革の取り組み状況の情報共有や課題の解消に向けた取り組みに関すること。
- (3) 学校運営協議会や地域学校協働活動等の活用による、保護者・地域との連携・協働の推進に関すること。
- (4) その他、働き方改革の推進に関し必要な事項。

第3条（組織）

協議会は、服務監督教育委員会において学校における働き方改革の実務を担う者で構成し、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- (1) 委員長は県教育局学力向上推進監及び教育DX推進監とし、副委員長は県教育局働き方改革推進室長をもって充てる。
- (2) 委員は、各市町村教育委員会の担当者をもって充てる。
- (3) その他、必要に応じて委員を加えることができる。

第4条（会議）

会議は、委員長が必要に応じて招集し、原則として年1回開催する。

- (1) 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- (2) 会議は、対面形式のほか、オンライン形式で開催することができる。

第5条（事務局）

協議会に事務局を置く。事務局は県教育局働き方改革推進室とする。議会の事務局は、協議会の運営に必要な事項を処理する。

第6条（その他）

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年●月●日から施行する。

● 第Ⅲ期プランにおける主な内容の実施計画

		令和 8 年度上期		令和 8 年度下期		令和 9 年度上期		令和 9 年度下期		令和 10 年度上期		令和 10 年度下期		令和 11 年度上期		令和 11 年度下期	
「働きやすさ」 目標の段階的 目標	45h 超人数を 年 40%縮減	※ 1	小学校 中学校 特支学校 高等学校	349 人 440 人 8 人 302 人		小学校 中学校 特支学校 高等学校	209 人 264 人 5 人 181 人		小学校 中学校 特支学校 高等学校	125 人 158 人 3 人 108 人	この年度で解消するようにする。						
	1 年間の月平均 時間外在校等時間 を年 10%縮減	※ 1	小学校 中学校 特支学校 高等学校	28 時間 46 分 35 時間 24 分 17 時間 28 分 33 時間 46 分		小学校 中学校 特支学校 高等学校	25 時間 53 分 31 時間 51 分 15 時間 43 分 30 時間 23 分		小学校 中学校 特支学校 高等学校	23 時間 17 分 31 時間 51 分 14 時間 08 分 27 時間 20 分	この年度末に全ての校種で 30 時間を下回るようにする。						
	80h 超人数を 年 40%縮減	※ 2	小学校 中学校 特支学校 高等学校	2 人 16 人 0 人 73 人		小学校 中学校 特支学校 高等学校	1 人 10 人 0 人 44 人		小学校 中学校 特支学校 高等学校	0 人 6 人 0 人 26 人	この年度で解消するようにする。						
	健康診断における 要精密検査 該当者の受診率	94%			96%			98%			100%						
	「働きがい」 目標の段階的 目標	「働きやすさ・ 働きがい」 振り返りシート	「児童生徒の成長に貢献する喜 び」、「教員の専門性の向上や発揮 への喜び」を感じる教員 80%超														
総合教育会議			旧プラン実施 状況の報告			新プラン実施 状況の報告			実施状況の 報告					新プラン策定 へ			
働き方改革連絡協議会			11 月末に開催 予定			11 月末に開催 予定			11 月末に開催 予定					11 月末に開催 予定			
教員業務支援員活用拡大会議			9 月末に開催 予定			9 月末に開催 予定			9 月末に開催 予定					9 月末に開催 予定			
教頭マネジメント支援員 活用拡大会議			10 月上旬に 開催予定			10 月上旬に 開催予定			10 月上旬に 開催予定					10 月上旬に 開催予定			

※1 は令和 6 年度の、※2 は令和 7 年度上期の集計結果を基にした暫定的な数値。本来の数値が判明次第、修正を行う

<お問い合わせ>

山形県教育局教職員課働き方改革推進室

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

TEL 023 (630) 3406 FAX023 (630) 2857

※ 働き方改革に関する情報については、県ホームページでも
ご覧になれます。

<https://www.pref.yamagata.jp>

